

千歳国際交流協会
『国際交流事業等助成要綱』

(目的)

第1条 この要綱は、千歳市内の団体が実施する国際交流事業等に対して、千歳国際交流協会が助成を行うことにより、市民による国際交流活動、国際理解活動、国際協力活動及び姉妹都市交流活動を支援し、千歳市の国際化を推進することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成の対象となる団体は、目的、組織及び代表者等運営について定めた会則等を有するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際交流団体又は学校
- (2) 国際交流事業等を実施しようとする市民組織又はボランティア組織
- (3) その他千歳国際交流協会会長(以下「会長」という。)が特に認める団体

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 国際交流事業
 - ア 国際交流及び国際理解の促進並びに国際的な視野を広げるための事業
 - イ 国際協力及び国際支援事業
 - ウ 国際交流及び国際協力に関する研修等参加事業
 - エ 在住外国人支援事業
 - オ 帰国子女支援事業
 - カ 語学及び国際理解に関する定期的な勉強会の実施事業
 - キ 通訳ボランティア活動を通じて当市の国際交流を推進する事業
 - ク その他千歳市の国際交流推進のために必要と認められる事業
 - (2) 姉妹都市交流推進事業
 - ア 教育、芸術、文化、スポーツ等を通じた姉妹都市交流の推進を目的とする事業
 - イ 姉妹都市訪問事業
 - ウ 姉妹都市からの来訪者との交流事業
 - エ その他姉妹都市交流推進のために必要と認められる事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は助成の対象とはならない。
- (1) 営利を目的とする事業
 - (2) 政治活動又は宗教活動に関する事業
 - (3) 法令に抵触し、又は公序良俗に反する事業
 - (4) その他この要綱の目的と反すると認められる事業

(助成金)

第4条 助成金は予算の範囲内で交付するものとし、その額、対象経費等は別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 団体の住所及び名称
- (2) 助成を受けようとする事業(以下「助成事業」という。)の目的及び申請の理由
- (3) 助成事業の経費、使用方法、完了の予定期日及びその他助成事業の遂行に関する計画書
- (4) 交付を受けようとする助成金の額及びその算出の基礎

(5) その他会長が必要と認める事項

2 前項の申請書のほか、会長は、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成の決定)

第6条 会長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかに助成金交付の可否を決定し、その結果を助成金交付決定通知書により申請者に通知する。

(助成事業の変更等)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、助成事業の内容等を変更する場合は、速やかに変更承認申請書を会長に提出しなければならない。ただし、助成事業費の30%未満の額の増減については、この限りでない。

(報告及び助成金の交付)

第8条 交付決定団体は、助成事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書を会長に提出しなければならない。

2 助成金は、前項の規定による報告書の提出があった後、会長の指定する日に交付する。ただし、会長が必要があると会長が認めるときは、一括し、又は分割して概算額を交付することができる。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第9条 会長は、交付決定団体が虚偽その他不正な行為により助成金の交付の決定を受け、又はその交付を受けたときは、当該交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 会長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業を実施しないとき。
- (2) 助成事業を中止し完了する見込みがないとき。
- (3) 助成事業の内容を第7条の承認を受けないで変更したとき。
- (4) 助成金を助成の目的以外に使用した等の不正が認められるとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は平成5年11月18日から実施する。

附 則(平成11年9月28日改正)

この要綱は平成11年9月28日から実施する。

附 則(平成18年5月16日改正)

この要綱は平成18年5月16日から実施する。

別表1 助成要綱別表（国際交流事業）

1.対象団体

国際交流団体又は学校、並びに国際交流事業等を実施しようとする市民組織又はボランティア組織

2.対象事業

対象事業	助成限度額	助成割合及び特記事項
(1) 国際交流及び国際理解の促進並びに国際的視野を広げるための事業 (2) 国際協力及び国際支援事業 (3) 国際交流や国際協力等に関する研修参加事業 (4) 在住外国人支援事業 (5) 帰国子女支援事業 (6) その他本市の国際交流推進のために必要と認められる事業	10万円	・助成は対象経費の2分の1以内とする。 ただし、帰国子女支援事業は全額を対象経費とする。 ・すでに助成を受けた団体が他の事業を実施する場合、助成限度額は10万円からすでに受けた助成額を差し引いた額以内とする。
(7) 語学及び国際理解など国際交流に関する定期的な勉強会、学習会等の実施事業（参加者5名以上、年間10回以上開催） (8) 通訳等のボランティア活動を通じて本市の国際交流を推進する事業	5万円	・助成は対象経費の2分の1以内とする。 ・（7）又は（8）の助成を受けた団体が他の事業を実施する場合、助成限度額は10万円からすでに受けた助成額を差し引いた額以内とする。

3.対象経費説明

対象経費	説明
消耗品費	用紙、教材、原材料等購入費
会場	会場使用料、会場設営費、機材費、看板作成費
謝礼	講師、通訳等に対する謝礼
参加費	団体活動推進や国際理解に関する研修会、講演会等に参加するための参加費 講師、通訳等に対する旅費交通費
旅費交通費	団体活動推進や国際理解に関する研修会、講演会等に参加するための旅費交通費
通信運搬費	郵送料や梱包費、運送料
印刷費	ポスター、ちらし等の印刷物作成費やコピー費
車両借上費	バス、タクシー、レンタカー等の借り上げ料
食糧費	全体の参加者が10名を超える交流事業における外国人参加者と外国人と同数以下の日本人の食糧費とし、一人あたり3千円を限度として助成対象とする。（ただしホテル等を使用する交流会や夕食会等にあつては5千円を限度）なお、食材購入による場合は人数按分により助成額を算出する。
入場料	視察研修等に係る外国人参加者分の施設入場料
その他費用	事業を実施するにあたり必要と認められる上記以外の費用

別表2 助成要綱別表（姉妹都市交流推進事業）

1.対象団体

千歳姉妹都市交流協会

2.対象事業

対象事業	助成額
(1) 教育、芸術・文化及びスポーツ等を通じた姉妹都市交流の推進を目的とする事業 (2) 姉妹都市訪問事業 (3) 姉妹都市からの来訪者との交流事業 (4) その他姉妹都市交流推進のために必要と認められる事業	予算の範囲内

3.対象経費説明

対象経費	説明
消耗品費	用紙、教材、原材料等購入費
会場費	会場使用料、会場設営費、機材費、看板作成費
謝礼	講師、通訳等に対する謝礼
旅費交通費	講師、通訳等に対する旅費交通費 アンカレジ市訪問事業にあつては随行者、通訳等の旅費交通費 スポーツ交流等の訪問事業にあつては団長、監督、通訳、選手等の旅費交通費
通信運搬費	郵送料や梱包費、運送料
印刷費	ポスター、ちらし、報告書等の印刷物作成費やコピー費
車両借上費	バス、タクシー、レンタカー等の借り上げ料
食糧費	アンカレジ市民との交流事業におけるアンカレジ側参加者の食糧費 なお、食材購入による交流会の場合は人数按分により算定。
入場料	視察研修等に係る外国人参加者分の施設入場料
その他費用	姉妹都市交流事業を実施するにあたり必要と認められる上記以外の費用